

令和5年度第3回

南国市農業委員会議事録

令和5年6月8日（木）

令和5年度第3回農業委員会議事録

日 時 令和5年6月8日（木） 午後1時30分～午後2時40分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第4条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

（5）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について

（6）令和4年度最適化活動の点検・評価について

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（5）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 18名）

会長 瀧田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高 芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

11 番 植野 永子

12 番 松岡 清

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

16 番 平田 修三

17 番 垣内 育男

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 1名）

13 番 今井 まち

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1 番 西本 良平

2 番 齋藤 喜美子

3 番 門田 俊一

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

6 番 門田 理博

7 番 利岡 邦彦

9 番 武市 憲雄

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

13 番 武内 俊暁

14 番 中村 和雅

15 番 岡田 廣志

16 番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

8 番 西岡 祐三

12 番 北村 一弘

17 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

17 番 垣内 育男

19 番 森尾 晴代

会長	ただいまから第3回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和5年6月8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。申請受理件数8件、申請受理面積、田 8,727.00 m²、畑 145.00 m²、計 8,872.00 m²。事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号21号です。譲受人は70歳。申請地は、金地の畑1筆で、145 m²、贈与による所有権移転で、譲渡人は農業廃止をします。また申請地は譲受人の自宅の北隣で、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となりますが、約10年前から申請地を借りて耕作しており、現在機械は所有していませんが、くわなどを所有しています。農作業には本人が従事します。取得後は玉ネギなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。21号については以上です。 受付番号22号と23号は譲受人が同じため、まとめて説明いたします。譲受人は68歳。申請地は、22号が田村と前浜の田、2筆で計889 m²、23号が前浜の田、3筆で計1,497 m²、贈与による所有権移転です。譲渡人である母が高齢で規模縮小をするため、贈与により取得するものです。23号については、申請地が譲受人の母と2人の共有地になっており、今回、母の持分 11,943,376/14,970,000 を取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年で、農作業には本人と子が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻や柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。22号、23号については以上です。 受付番号24号です。譲受人は46歳。申請地は、明見の田、1,110 m²、遺贈による所有権移転です。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となりますが、20数年前から譲渡人とともに申請地を耕作しています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と母と妻と弟が従事しています。取得後は、これまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。24号は以上です。 議案書5ページになります。受付番号25号です。譲受人は68歳。申請地は、田村の田87 m²、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、以前から申請地を借りて耕作しており、草刈り機などを所有、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。申請地には玉ネギ、サツマイモなどの野菜が植えられており、取得後もこれまで同様に野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。25号については以上です。 受付番号26号です。譲受人は70歳。申請地は、福船の田 3,978 m²、贈与による所有権移転で、兄からの借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有、農作業歴は20年です。農作業には本人

	と妻が従事しています。取得後も、これまで通り水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。26号については以上です。 受付番号27号です。譲受人は63歳。申請地は、稲生の田、809㎡、売買による所有権移転で、譲渡人から売買の話があり、自作地に隣接しており耕作に便利であり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人はトラクターなどを所有、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後も、これまで通り水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。27号については以上です。 受付番号28号です。譲受人は74歳。申請地は、植野の田、357㎡、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、枝豆やジャガイモなど、季節野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。28号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく願います。
会長 穂積主事	事務局より説明がありました。ご質問ご意見はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号です。農地法第4条権利移動許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年6月8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。申請受理件数2件。申請受理面積、田422.00㎡、畑0㎡、計422.00㎡。事務局説明をお願いします。 議案第2号の説明をします。受付番号3号です。議案書は7ページ、別紙は2ページです。申請地は西山の田、119㎡。自宅へ進入するための通路への転用です。申請理由は、自宅への進入路が狭く、介護用のタクシーなどが入ることが難しい為です。申請地の周囲の状況については、東側申請人所有地、西側市道を挟み同意のある農地、南側申請人所有地、北側申請人所有地となっております。現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。次に土地利用計画の説明に移ります。別紙3ページをお願いします。転用部分は、通路と記載のある部分です。ここには2メートルほどの農道のようなものがありますが、それでは介護用タクシー等の進入は難しい為転用に至っております。造成計画については、約10センチ嵩上げ、整

	地計画については、コンクリート舗装をします。進入計画は申請地西側の市道からです。排水計画については、汚水は発生せず、雨水は南北にある申請人所有の農地に排水する計画です。また、土地改良区より転用に問題ない旨の意見書が出ております。最後に、他法令については開発許可不要であることを確認しております。説明は以上です。 続きまして4号です。別紙は4ページです。申請地は廿枝の田303㎡、個人住宅の駐車場への転用です。申請理由は、申請地は自宅に隣接しており、駐車場として使いやすい広さであるためとのことです。なお、申請のあった時点で、既に申請地の一部に碎石を敷き、駐車場として利用していましたので始末書の提出がございました。始末書及び現地の写真を6ページから7ページに載せてありますのでご確認ください。申請地の周囲の状況については、東側市道を挟み申請人所有地、西側同意のある農地、南側申請人所有地、北側申請人所有地で、現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙5ページです。配置は図の通りで、駐車スペース5台を設置します。駐車スペースの用途は自家用3台、来客用2台で、申請人家族が仕事で使う車も駐車するとのことです。造成計画については、10cm嵩上げ、整地計画については砂利敷きをします。進入計画は東側の市道から。排水については、汚水は発生せず、雨水は基本自然浸透ですが、オーバーフロー分は西側の水路に放流する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。他法令につきましては、開発許可不要であることを確認しております。以上で議案第2号の説明を終わります。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、まず初めに議案書の差し替えがございましたのでお手元にご用意ください。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年6月8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。申請受理件数6件。申請受理面積、田1,776.34㎡、畑0㎡、他168.54㎡、計1,944.88㎡。まず初めに受付番号3号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
穂積主事	受付番号12号を説明します。議案書は差し替え分の3枚目をご覧ください。別紙は22ページです。申請地は比江の田304㎡。使用貸借権の設定により個人住宅への転

	用です。なお、申請地に隣接する雑種地23㎡も一体として利用する計画です。申請理由は、子の成長に伴い現住居が手狭になったことと、夫の実家に近く相互扶助を見込めるためです。申請地の周囲の状況については、東側同意の貰えていない農地、西側同意のある農地、南側申請人所有地、北側宅地となっており、現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。なお、同意書の貰えていない東側農地については被害防除計画書の提出がありますので、土地利用計画の説明の後に詳しく説明をします。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙23ページです。配置は図の通りで、個人住宅、駐車場等を設置します。造成計画については、60cm嵩上げ、整地計画については土のままとします。進入計画は北側の市道からです。なお、申請地南東隅にあるスロープは、南側に隣接する貸人所有の田へ進入するために設置するものです。排水計画については、汚水は下水道に排水、雨水は申請地北側の道路側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。続きまして、申請地東側の同意の貰えていない農地についての説明に移ります。当日配布資料をお手元にご用意ください。2ページの被害防除計画書によると、地権者は事業計画自体に反対するものではないが、土地に関する書類に押印することは控えたいとのこととです。なお、万が一問題が生じた場合は、申請人が責任を持って解決するとのこととで提出があります。25ページの航空写真は、申請地と被害防除計画書の対象の土地の位置関係の分かる航空写真です。現地確認では先ほども説明した通り、周辺営農に支障なしと判断しております。最後に他法令につきましては、都市整備課の開発許可の手続き中で許可見込み有と確認、申請地に進入する際に必要な道路工事許可、道路占用許可の手続き中で許可見込み有と確認しております。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室)
穂積主事	事務局残りの説明をお願いします。 受付番号8号です。別紙は8ページです。申請地は三畠の田362㎡。使用貸借権の設定により個人住宅への転用です。申請理由は、子の成長に伴い手狭になったことと、実家に近く相互扶助を見込めるためです。なお、転用の許可を得る前に造成工事をしてしまったとのこととで始末書の提出がございました。始末書及び現地の写真を10ページ、11ページに載せてありますのでご確認ください。申請地の周囲の状況については、全て自己所有となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものと判断しております。土地利用計画について、別紙9ページです。配置は図の通りで、個人住宅、駐車場等を

設置します。造成計画については、40cm嵩上げ済み、整地計画についてはコンクリート敷き及び砂利敷きです。進入計画は西側の市道からです。排水計画については、汚水は浄化槽を経由し西側市道側溝に排水、雨水は集水桝を経由し西側の道路側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。また、土地改良区より転用に問題ない旨の意見書が出ております。他法令につきましては、都市整備課の開発許可の手続き中で許可見込み有と確認しております。

受付番号9号です。別紙は12ページです。申請地は陣山の田422㎡。使用貸借権の設定により個人住宅への転用です。申請理由は、子の成長に伴い手狭になったことと、実家に近く相互扶助を見込めるためです。なお、申請地に許可を得ずに倉庫を建設していたとのことで始末書の提出がございました。現地確認の時点では倉庫を取り壊していましたが、機材等を申請地に置いている状況でした。始末書及び現地の写真を14ページ、15ページに載せてありますのでご確認ください。申請地の周囲の状況については、東側申請人所有地、西側申請人所有地、南側申請人所有地、北側同意のある農地となっており、現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙13ページです。配置は図の通りで、個人住宅、駐車場等を設置します。造成計画については、最高40cm嵩上げ、整地計画についてはコンクリート敷き及び砂利敷きです。進入計画は南側の国道及び本家からです。排水計画については、汚水は浄化槽を経由し申請地北西隅より農道の下の方渠を経て水路に排水、雨水は申請地西側の申請人所有農地に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。また、土地改良区より転用に問題ない旨の意見書が出ております。他法令につきましては、都市整備課の開発許可の手続き中で許可見込み有と確認、法定外公共用財産工事許可の手続き中で許可見込み有と確認しております。

受付番号10号です。別紙は16ページです。申請地は岡豊町中島の田342㎡。使用貸借権の設定により個人住宅への転用です。申請理由は、子の出産に伴い手狭になったことと、実家に近く相互扶助を見込めるためです。なお、申請地の一部について、許可を得ずに駐車場として利用していたとのことで始末書の提出がございました。始末書及び現地の写真を18ページ、19ページに載せてありますのでご確認ください。申請地の周囲の状況については、東側市道、西側同意のある農地、南側宅地、北側宅地となっており、現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可ができませんが、農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙17ページです。配置は図の通りで、個人住宅、駐車場等を設置します。造成計画については、30cm嵩上げ、整地計画についてはコンクリート敷き及び砂利敷きです。進入計画は東側の市道からです。排水計画については、汚水は浄化槽を経由し申請地東側の道路側溝に排水、雨水は申請地東側の道路

会長	側溝に排水する計画で、市の排水同意を取得済み、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。他法令につきましては、都市整備課の開発許可の手続き中で許可見込み有と確認、道路占用許可の許可見込み有と確認しております。 受付番号 11 号です。別紙は 20 ページです。申請地は西山の田 1,540 m²の内 287.34 m²の一部転用、使用貸借権の設定により個人住宅への転用です。申請理由は、子の出産に伴い手狭になったことと、実家に近く相互扶助を見込めるためです。申請地の周囲の状況については、全て申請人所有地であり、現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。農地区分は JR 長岡駅から概ね 300 メートル以内にある農地で第 3 種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙 21 ページです。配置は図の通りで、個人住宅、駐車場等を設置します。造成計画については、45 cm 嵩上げ、整地計画についてはコンクリート舗装。進入計画は東側の市道からです。排水計画については、雨水は敷地内で集め、隣接する自己所有農地に暗渠を設置し、北側市道に排水、汚水は浄化槽を経由し雨水同様、隣接農地に暗渠を設置し北川道路側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。他法令につきましては、都市整備課の開発許可の手続き中で許可見込み有と確認しております。 受付番号 13 号です。別紙は 26 ページです。申請地は下野田の登記宅地及び田、現況畑の 227.54 m²、所有権の移転により個人住宅への転用です。申請地の選定理由は、申請地は長年耕作されておらず、売買価格も低かったためとのことです。申請地の周囲の状況については、東側市道、西側同意のある農地、南側宅地、北側宅地となっており、現地確認では周辺営農に支障はないものであると判断しております。農地区分は JR 後免駅から概ね 500 メートル以内にある農地で第 2 種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙 27 ページです。配置は図の通りで、個人住宅、駐車場等を設置します。造成計画については、40 cm 嵩上げ、整地計画についてはコンクリート敷き及び砂利敷きです。進入計画は東側の市道からです。排水計画については、汚水は浄化槽を経由し申請地東側の道路側溝に排水、雨水は申請地東側の道路側溝に排水する計画で、市の排水同意を取得済み、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。他法令につきましては、都市整備課の開発許可の手続き中で許可見込み有と確認、道路占用許可の許可見込み有と確認しております。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第 4 号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和 5 年 6 月 8 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。
-----------	---

清岡次長	まず初めに、受付番号４９号は垣内委員が関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 （垣内委員 退室） 事務局説明をお願いします。 農用地利用集積計画について説明します。議案書は１２ページからになります。農地中間管理事業の一括方式になります。４９号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、片山の田で、５年の使用貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。以上、ご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （垣内委員 入室） 次に、受付番号５６号と５７号は高芝委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。
清岡次長	（高芝委員 退室） 事務局説明をお願いします。 議案書１７ページ、５６号、５７号です。借人が同じため、まとめて説明します。借人は、７２歳。申請地は、植田と久礼田の田で、５年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、５６号が１０ａあたり米６０kgを物納し、５７号が１０ａあたり１０，０００円を現金で支払うといふものです。以上、ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （高芝委員 入室） 事務局、残りの案件をお願いします。 ４８号です。借人は３９歳。申請地は、植田の田で、１０年の賃貸借権を設定して、野菜を作るといふものです。賃料は、１０ａあたり７２，６１４円を振込するといふものです。 ５０号です。借人は、３５歳。申請地は、里改田の田で、５年の使用貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。農地中間管理事業については以上です。 次に１４ページからは農地中間管理事業ではないため、貸付人と借受人が直接貸し借りをするものになります。 ５１号です。借人は、２６歳。申請地は、西山の田で、２年の賃貸借権を設定して、

	ピーマンを作るというものです。賃料は、2筆で60,000円を振込するというものです。 52号です。借人は、34歳。申請地は、陣山の田で、3年の賃貸借権を設定して、レタスを作るというものです。賃料は、1筆で10,000円を現金で支払うというものです。 53号です。借人は、42歳。申請地は、比江の田で、10年の賃貸借権を設定して、イチゴを作るというものです。賃料は、1筆で75,000円を現金で支払うというものです。 54号です。借人は、66歳。申請地は、三畠の田で、10年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米120kgを物納するというものです。 55号です。借人は、52歳。申請地は、廿枝と東崎の田で、3年の賃貸借権を更新して、トウモロコシ、牧草を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。 最後に、58号については、貸人が死亡したため取り消しとなりました。説明は以上です。ご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和5年6月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	高知県農業公社への要請について説明します。議案に入る前に、この議案が南国市利用集積計画の審議ではなく、公社へ促進計画を要請してよいかの審議となっていることについての説明をいたします。今までは公社を通じて貸借等を行うときは、農地利用集積計画と農地利用配分計画により、出し手から受け手への賃貸借等を完成させていました。最近では一括方式となっています。さて、農業経営基盤強化促進法等の改正により、本年4月1日から、農業委員会に関連することが改正され施行されていることはご存じのことと思います。この改正の中で、公社が行う中間管理事業につきましても改正がされており、先ほどの集積計画や配分計画が、利用促進計画に改まりました。なお、一括方式や農業委員会の利用権設定は、地域ごとに市町村が策定する、地域計画が策定されるまでの間、最長令和7年3月までは、従前的措置として残ります。この利用促進計画は地域計画が策定されているか否かによって、事務の流れが変わります。今回の議案は、所有者不明農地について公示等を行い、公社が農地を利用する権利を設定することを認めた農地について、受け手に貸し付ける行為について、利用促進計画として農業委員会

会長	から公社へ直接要請するというものです。 それでは、議案の説明に入らせていただきます。議案書20ページをご覧ください。1号です。申請地は、岡豊町小籠の田で、所有者不明農地であるため、高知県農業公社が県知事の裁定を受け、利用権を取得し、促進計画により貸付を行うものです。借人は41歳。賃貸借期間は公社の利用権開始日から5年で、野菜を作ります。賃料は、10aあたり8,000円を振込するというものです。以上ご審議お願いいたします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に農業委員会事務の「点検・評価」と「活動計画(案)」について審議をお願いします。事務局より説明させます。
弘田局長	それでは説明いたします。農業委員会等に関する法律および施行規則により、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農業委員会における事務の実施状況について翌年度の6月30日までに公表しなければならないと定められております。公表には別紙様式1の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」および、別紙様式2の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」によることとされています。また、平成29年2月8日付で「南国市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を作成しており、この指針には平成35年4月までの3つの目標を掲げています。1つ目は、耕作放棄地をどのくらい解消するのか、2つ目は、担い手へ農地の集積はどのくらい増やしていくのか、そして最後に新規参入者をどのくらい増やしていくのかという3点です。この指針の目標数値を基に資料を作成していますので、一年間にどのくらいその目標を達成したのか活動を振り返り、今年度の目標を皆さんに審議をしていただきます。それでは順次、説明していきます。質問は説明が全部終わってからお願いします。 まず、別紙様式1と別紙様式2の表紙1ページ目を比較したいと思います。それぞれの表の下に米印で農林業センサスに基づいて記入などがあります。様式1の方は農林業センサス2020の数値で、様式2の方は2015と1つ前のデータが載っています。他の出典の数値は1年の差があると思ってください。それでは別紙様式1の総農家数ですが1448戸となっています。別紙様式2の5年前のデータを見ると1879戸で約400戸減少していることが分かります。右の農業者数も200人以上減少、認定農業者は1年前との比較で11経営体の減少、中段の表に移りまして耕地面積は右の合計欄をご覧ください。1年前と比べて30haの減少、経営耕地面積は農林業センサスの数値なので5年前と比べて約340haの減少、遊休農地面積がわずかに増加、農地台帳面積もわずかながら増加指定ますが、非農地判断が進めば早晚減少するはずで、2つの資料から農業者人口及び農地面積は概して減少傾向にあると言えます。 それでは順次内容を説明します。別紙様式1の令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画は後ほど説明しますので、まず、別紙様式2の令和2年度の目標及びその達成に向

けた活動の点検・評価をご覧ください。2 ページ目、担い手への農地の利用集積・集約化について説明します。1、現状及び課題で令和2年3月現在のこれまでの集積面積は約 681ha です。南国市の一年間の目標値は 89ha でこれを足すと、昨年度の集積目標は①の 770ha でした。右隣②令和2年3月末の実績は②644.8ha で達成率は 83.74% でした。

次に右のページ、新たに農業経営を営もうとする者の参集促進です。2、令和2年度の目標及び実績をご覧ください。①参入目標は3経営体で、③参入目標面積は1経営体あたり 0.5ha で、3経営体で 1.5ha です。参入実績②は目標と同じ3経営体でした。それぞれシシトウ、ネギ、オクラを作るというこのようです。

3、目標の達成に向けた活動の活動実績をご覧ください。実績として農業大学校へ訪問し説明会を開いたことを挙げました。

次のページ、遊休農地に関する措置に関する評価です。令和2年3月現在の遊休農地面積 B について訂正します。13.2 とありますが正しくは 12 です。割合が 0.48% です。修正願います。2の令和2年度の目標及び実績の項目です。解消目標が 2ha ですが、解消実績がマイナス 1.2ha となっています。これは、令和2年度に実施した農地パトロールと農地利用意向調査の結果、先ほど訂正していただいたときに 13.2ha とありましたがこれが令和2年度の事業結果です。遊休農地面積が 12ha から 13.2ha は増加しますのでマイナス 1.2ha となっています。遊休農地が増加した理由としましたは、4目標及び活動に対する評価の表中、活動に対する評価に記述しておりますようにドローンの導入により、今まで確認することが難しかった農地の現状を確認できるようになり結果として遊休農地の存在が浮き上がってきたもので、今までパトロールしてきた農地で特筆すべき増加があったというわけではありません。

次のページ、違反転用への適正な対応です。違反転用面積については実績として 0.07 ha 増加していますが、これは、前浜の農地を違反転用と認めたための増加です。この農地につきましては、関係者に対し現在正当な手続きを完了してもらうよう手続きを講じているところです。活動実績としては農業委員会だよりで違反転用防止の啓発を実施したことを挙げております。

次のページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。3条に関する許可が79件、4条及び5条転用に関する許可が67件でした。農地所有適格法人については管内に19法人となっています。添付資料として農地法関係事務処理件数を付けております。下半分の表をご覧ください。一番下の計の欄にあるように事務処理件数は全体的に増加傾向にあると言えます。特に農地法第3条、及び農地利用集積計画についての処理件数が年々増加しております。

点検評価に戻ります。次のページを開けてください。事務の実施状況の公表等についてです。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出ですが、令和2年12月25日に市長に提出しましたので記述しています。

続きまして活動計画です。ページをめくって担い手の農地の利用集積・集約化についてです。令和3年3月までの集積面積は 644.8ha でした。2の活動計画です目標のと

会長	ところで訂正願います。これまでの集積面積に南国市の指針で定めた担い手への集積は 89ha なので、これを足した 733.8ha が令和 3 年度の目標値になります。修正してください。以降、新規参入については 3 経営体、1.5ha、遊休農地については目標値が 2ha、違反転用については、目標値はありませんが、活動計画について 4 項目を挙げております。資料の方をご覧ください。令和 3 年度事業計画（案）があると思います。例年と同じような計画を挙げておりますがコロナウイルスの関係でどうなるかわかりませんが、先進地視察や全員研修会には多くの委員の方にご参加いただきたいと思います。それと、会長がぜひとも実施したいといわれております、若手の農業者や担い手を中心として農業の将来像などについて課題やその解決の糸口を探し、自由闊達な意見交換の場としての座談会を今年度で準備していきたいと考えています。コロナウイルスの抑え込みができたならば、懇親会なども少しずつ行いたいと思います。 以上で各項目の説明は終わりました。昨年度の点検評価と本年度の目標値と活動計画がこれでよろしいかご審議をお願いします。 事務局より説明がありました。何かご意見ご質問はありませんか？ （質問・意見なし） ないようですので、お諮りいたします。「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、この案で承認してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） ありがとうございました。それではこの案で 1 年間いきたいと思います。委員の皆さん、活動をよろしくお願いします。またこれらの活動は最適化交付金の対象となりますので、地域で活動をした時は、活動記録簿への記録を抜かりなくお願いします。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通し願います。 （午後 2 時 40 分終了）
-----------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年7月7日

会 長 滝田 好典

議事録署名委員 垣内 育男

議事録署名委員 森尾 晴代